

公共事業の事業評価書

(農業農村整備事業補助事業の事前評価)

令和 3 年 12 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 4 号の規定により、事前評価を義務付けられた総事業費 10 億円以上の費用を要することが見込まれる農業農村整備事業（補助事業）を対象として実施した。

具体的には、令和 3 年度に新規地区の採択を予定している次の事業を対象として、事前評価を実施した。

なお、事業主体、採択主体等の詳細については、別添 1 のとおりである。

事業名	事前評価実施地区数
農地中間管理機構関連農地整備事業	1
中山間地域農業農村総合整備事業	1
合 計	2

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、農村振興局において、令和 3 年 11 月から令和 3 年 12 月までの間に実施した。

3 政策評価の観点

本評価に当たっては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。

各事業地区の評価の観点は、地区別評価結果（別添 3）及びチェックリスト判定基準表（参考資料 2）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針について（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 農振第 1596 号農林水産省農村振興局長通知）」等に基づき、事業特性に応じた総費用総便益手法による費用対効果分析を行うことなどにより定量的に把握した。また、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成 14 年 12 月 18 日付け 14 農振第 1828 号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき、事業の必要性、効率性、有効性、実施環境等の項目について確認することにより、総合的に把握した。

その結果は、地区別評価結果（別添 3）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

費用対効果分析手法やチェックリストの評価方式・評価項目などについては、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会に諮り、評価手法の妥当性・透明性・客観性の確保を図っている。

今後も、評価手法の充実を図り、必要に応じて有識者からの知見を得るため、食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会において意見を聴取する。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別事業概要（別添２）、地区別評価結果（別添３）、地区別チェックリスト及び費用対効果分析に関する説明資料（参考資料１）及びチェックリスト判定基準表（参考資料２）である。

また、本評価に関する問合せ先（事業主管課）は、別添４に示すとおりである。

なお、本評価に関する資料については、農林水産省ホームページにおいて公表する。

- ・ 事前評価結果の公表事業及び公表地区数（別添１）
- ・ 地区別事業概要（別添２）
- ・ 地区別評価結果（別添３）
- ・ 問合せ先（別添４）
- ・ 地区別チェックリスト及び費用対効果分析に関する説明資料（参考資料１）
- ・ チェックリスト判定基準表（参考資料２）

7 政策評価の結果

本評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。